

議案第 39 号

狭山市地域包括支援センター運営協議会条例

条例別紙のとおり

平成 25 年 6 月 4 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を図るため、狭山市地域包括支援センター運営協議会を設置したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市地域包括支援センター運営協議会条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を図るため、狭山市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの担当区域の設定に関する事項
- (2) センターの設置、変更及び廃止に関する事項
- (3) センターの職員の人材確保及び育成に関する事項
- (4) センターと介護保険以外のサービスの事業者等との連携体制の構築等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの適切、公正かつ中立な運営を図るために必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護サービスの事業者、介護予防サービスの事業者並びに医師会その他の保健、医療及び福祉に係る団体の代表者
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 介護保険の被保険者の権利擁護、相談事業、支援等に携わる者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。